

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和3年1月28日(2021.1.28)

【公開番号】特開2020-196712(P2020-196712A)

【公開日】令和2年12月10日(2020.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2020-050

【出願番号】特願2020-94841(P2020-94841)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/81	(2006.01)
A 6 1 Q	1/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/85	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/891	(2006.01)
A 6 1 K	8/31	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/81
A 6 1 Q	1/00
A 6 1 Q	19/00
A 6 1 K	8/85
A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/891
A 6 1 K	8/31

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月10日(2020.11.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の成分(a)及び(b)；

(a)平均纖維径0.1μm以上7μm以下、アスペクト比(平均纖維長/平均纖維径)  
8以上300以下の纖維 皮膜形成組成物全体に対して0.5質量%以上10質量%以下、及び

(b)水、アルコール、アミド類、揮発性シリコーン及び揮発性炭化水素から選ばれる1種以上の揮発性成分 皮膜形成組成物全体に対して15質量%以上90質量%以下を含有し、(平均纖維径)<sup>2</sup>/纖維含有量(μm<sup>2</sup>/質量%)が0.005以上7以下であって、成分(a)と成分(b)の含有量の合計が97質量%以下である皮膚用皮膜形成組成物。

【請求項2】

次の成分(a)及び(b)；

(a)平均纖維径0.1μm以上7μm以下、アスペクト比(平均纖維長/平均纖維径)  
8以上300以下の纖維 皮膜形成組成物全体に対して0.5質量%以上10質量%以下、及び

(b)揮発性成分 皮膜形成組成物全体に対して15質量%以上90質量%以下を含有し、(平均纖維径)<sup>2</sup>/纖維含有量(μm<sup>2</sup>/質量%)が0.005以上7以下であって

、成分(a)の纖維長のC.V値が40%以上100%以下であり、成分(a)と成分(b)の含有量の合計が97質量%以下である皮膜形成組成物。

【請求項3】

次の成分(a)、(b)及び(c)；

(a)平均纖維径0.1μm以上7μm以下、アスペクト比(平均纖維長/平均纖維径)8以上300以下の纖維 皮膜形成組成物全体に対して0.5質量%以上10質量%以下、

(b)揮発性成分 皮膜形成組成物全体に対して15質量%以上90質量%以下、及び

(c)不揮発性油剤及びポリオールから選ばれる1種又は2種以上

を含有し、(平均纖維径)<sup>2</sup>/纖維含有量(μm<sup>2</sup>/質量%)が0.005以上7以下であって、成分(a)と成分(b)の含有量の合計が97質量%以下である皮膜形成組成物。

【請求項4】

成分(a)が水不溶性ポリマーを含む請求項1～3のいずれか1項に記載の皮膜形成組成物。

【請求項5】

成分(b)が水、エタノール、シリコーン及びイソドデカンから選ばれる1種以上を含む請求項1～4のいずれか1項に記載の皮膜形成組成物。

【請求項6】

20における粘度が5mPa・s以上50000mPa・s以下である請求項1～5のいずれか1項に記載の皮膜形成組成物。

【請求項7】

請求項1～6のいずれか1項に記載の皮膜形成組成物を皮膚に適用する工程を含む、皮膚表面上における皮膜の製造方法。